

社会福祉法人千葉ベタニヤホーム一般事業主行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるように次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日までの3年間

2. 内 容

目 標 1： 育児・介護休業法に基づく育児休業や労働基準法に基づく産前産後休業など
諸制度の周知を図る

<対策>

平成24年4月～

- ・パンフレットの配布、研修等による職員への周知
- ・掲示板及び法人ホームページに育児・介護休業法に基づく諸制度等を掲載して周知に努める

目 標 2： 子どもの看護休暇制度を拡充（時間単位での取得の弾力化）する

<対策>

平成24年4月～

- ・制度の導入と職員への説明、周知に努める

目 標 3： 時間外労働時間削減への取り組みを行う

<対策>

平成24年4月～

- ・取り組み状況に応じて社員への啓蒙活動を行う

目 標 4： 地域や職員の子どもの職場見学及び若者の就業体験の受け入れを行う

<対策>

平成24年4月～

- ・受け入れ体制や方法を検討し、各関係機関、学校等との連携をはかる
- ・年間計画に参観日等を組み入れて実施する

以上